

3. 後期高齢者医療保険料

被保険者の皆さまにお支払いただく保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています（今年度はその1年目になります）。

保険料は被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額になります。

保険料額決定通知書、納付通知書（普通徴収）、特別徴収開始通知書を7月中旬に送付します。

○後期高齢者医療保険料表（令和2・3年度）

（ ）内は平成30・31年度

所得割	{(本人の総所得金額等) - (基礎控除の33万円)} × (所得割率: 10.98%〔10.59%〕)		
均等割	軽減割合	軽減が適用される所得の基準	均等割額(年額)
	7.75割軽減	33万円を超えない世帯	11,710円
	7割軽減	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ他の所得がない世帯	15,614円
	5割軽減	33万円+28.5万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	26,024円
	2割軽減	33万円+52万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	41,638円
	基準額…上記のいずれにも当てはまらない世帯(軽減なし)		
賦課限度額			640,000円 (620,000円)

※均等割の軽減後の金額は円未満切り捨て、年額保険料は百円未満切り捨て

○保険料の納付方法の変更について

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料について、現在年金からのお支払い（特別徴収）となっている方や、特別徴収開始通知書により10月以降特別徴収となる方については、お支払い方法を口座振替に切り替えることができます。（※介護保険料は納付方法の変更はできません）

10月以降の特別徴収分を口座振替に切り替えることをご希望の場合は、手続きを行ってください。

【申請期限】 7月31日(金)まで 【受付窓口】 東川町役場 税務定住課 収納室

【手続きに必要なもの】 本人の保険証、振替を希望する口座の預金通帳、通帳のお届け印

4. 保険料の納期限について

国民健康保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限は次のとおりですので、納期限内に納付してください。 ○保険料の納期限

納期限内の納付が難しい場合は、分割納付などの制度もあります。

役場 税務定住課 収納室に必ず相談してください。

納期限を過ぎると納付する日までの日数に応じて延滞金を加算するほか、未納のまま放置すると財産の差し押さえ等を行うこととなります。

第1期	7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)
第4期	11月2日(月)
第5期	11月30日(月)
第6期	12月28日(月)
第7期	令和3年2月1日(月)

▶お問い合わせ先

○保険料について…大雪地区広域連合 国民健康保険対策室・介護保険対策室 ☎82-3697(直通)
○口座振替、納付相談について…東川町役場 税務定住課収納室 ☎82-2111(内線122)